

# 仕様書

1. 業務の名称 堺市立総合医療センターで使用するガスの調達
2. 業務の概要 本仕様書は、発注者が運営する堺市立総合医療センターに係る都市ガス供給について定める。
3. 用語の定義
  - ① 需要施設  
都市ガスを供給する建物をいう。
  - ② 供給者  
需要施設へ都市ガスの供給を行う者をいい、発注者と都市ガス供給契約を締結するガス小売事業者をいう。
  - ③ 託送者  
供給者が需要施設に都市ガスを供給するための、供給者と需要施設のためのガス導管を維持し、供給者から導管により都市ガスを受け入れると同時に、需要施設に対して導管により都市ガスの供給を行う一般ガス導管事業者をいう。
4. 需要施設 堺市立総合医療センター 大阪府堺市西区家原寺町1丁1番1号
5. 契約期間 令和6年6月分の定例検針日の翌日 から  
令和7年6月分の定例検針日 まで
6. 供給都市ガスの仕様
  - ① ガスの種類 都市ガス 13A
  - ② 供給圧力 中圧※  
※低圧ガスは需要施設の整圧器にて減圧し、需要施設の一部に供給する。
  - ③ 使用量等
    - (ア) 契約最大使用量 284 m<sup>3</sup>/時間  
(契約最大使用量とは、契約で定める1年間を通じて1時間当たりの最大ガス使用量をいう。)
    - (イ) 契約年間使用量 876,700 m<sup>3</sup>  
(契約年間使用量とは、契約で定める1年間の契約予定月別ガス使用量の合計量をいう。)
    - (ウ) 月間予定使用量 (使用月)

|     |        |         |         |         |        |        |
|-----|--------|---------|---------|---------|--------|--------|
| 月   | 6月     | 7月      | 8月      | 9月      | 10月    | 11月    |
| 使用量 | 86,800 | 105,400 | 117,300 | 102,000 | 35,800 | 34,300 |
| 月   | 12月    | 1月      | 2月      | 3月      | 4月     | 5月     |
| 使用量 | 87,100 | 80,900  | 85,500  | 55,100  | 34,400 | 52,100 |

ただし契約期間中に使用するガス流量はこの値を上回り、または下回ることができるものとする。

(エ) 予定年間引取量 613,690 m<sup>3</sup>

(予定年間引取量とは、需要施設が1年間において引き取らなければならないガス使用量をいう。)

(イ) で設定した数値の70%とする。

## 7. 計量および検針日

### ① 計量

各月のガスの使用に係る計量は供給者が設置した計量器等により検針および算定した数量とする。

### ② 検針日

各月の検針日は供給者が定める託送供給約款およびその他の供給条件等に規定する定例検針日とする。

## 8. ガス料金の算定

ガス料金は以下のとおり算定する。

① ガス料金は、単位料金に当該月のガス使用量を乗じて得た金額（以下「従量料金」という。）とする。ただし、供給者において月額の基本料金単価（以下「基本料金」という。）を設定する場合は、基本料金に従量料金を加算した額とする。

② 単位料金の算出にあたって適用する託送供給料金は、一般ガス導管事業者が経済産業大臣の認可を受けた託送供給約款を用いること。

## 9. 原料調整費制度によるガス料金の調整

ガス料金に供給者が設定する供給条件に基づき算出した原料費調整額を適用すること。入札金額の算定においては、令和5年4月から令和6年3月の平均原料価格（適用価格）に基づき原料費調整額を算出し適用すること。なお、政府の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による値引きは、入札金額の算定においては適用しないこと。

## 10. 契約最大使用量超過および予定年間引取量未達

契約最大使用量を超過した場合および予定年間引取量に満たない場合は、供給者の供給条件に基づき、精算額を請求することができる。

## 11. ガス使用量の測定法

① 託送者が設置した計量器により毎月検針を行うものとする。

- ② 料金算定期間は、原則毎月 1 日から当該月の末日までとする。
- ③ 検針場所は以下に示す敷地内 4 か所のガスメーターとする。

| 種類      | 種別 | ガス供給地点特定番号        |
|---------|----|-------------------|
| ボイラ、吸収式 | 中圧 | 00212100089760007 |
| コジェネ    | 中圧 | 00212200089759502 |
| 厨房      | 低圧 | 00212000089804005 |
| 院内低圧    | 低圧 | 00212700089804901 |

#### 12. ガス供給設備の財産分界点

敷地境界線とする。ただし、メーターは託送者の所有とする。

#### 13. 保安および緊急時の対応

- ① 供給者はガス事業法の定めるところにより、ガスの使用に伴う危険発生防止に必要な事項を周知するほか、供給するガスに係る消費機器を調査する義務を負うものとする。
- ② 供給者は保安体制を整備し、緊急時には託送者と連携して迅速かつ適切に対応すること。

#### 14. その他

- ① 供給者は当該業務の遂行について関連する各種法令・条件・規制を遵守し、事故を未然に防ぐよう心掛けること。
- ② 料金その他の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は切り捨てるものとする。
- ③ 本仕様書に定めなき事項は、供給者が定める約款や供給条件等の規定によるものとするが、それらに規定されていない事項については、協議により決定するものとする。